

傍聴される皆様への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）
- 4 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 5 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 6 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 7 分科会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 飲食はしないでください。
- 9 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 10 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- 12 その他、分科会長及び事務局職員の指示に従ってください。

労働政策審議会安全衛生分科会 事務局

＜申込先＞

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課企画係

・ メール：anzeneisei@mhlw.go.jp

・ FAX：03 - 3502 - 1598